



経済産業省

I .九州産業保安監督部からの連絡事項について

令和6年9月20日
経済産業省
九州産業保安監督部 保安課

I .九州産業保安監督部からの連絡事項について

目 次

1 . L P ガス事故の発生状況について	3
(1) 九州における L P ガス事故について（令和 6 年(7 月末時点) ）	4
(2) 一酸化炭素中毒事故について	8
(3) 九州における容器の盗難・喪失について（令和 6 年(7 月末時点) ）	12
(4) L P ガス事故の報告について	14
(5) 液化石油ガス法に係る事故の定義等（液化石油ガス事故対応要領）	16
2 . 法令遵守状況について	18
(1) 立入検査について	19
(2) 立入検査後の厳重注意事例	22
(3) 令和 5 ~ 6 年度の立入検査における確認事項	25
(4) 令和 5 ~ 6 年度の立入検査における気づき事項	26
3 . その他参考事項	28
・最近の法令等改正状況	
・保安ネット利用のお願い	

END 39

1. L P ガス事故の発生状況について

(1) 九州におけるLPGガス事故について（令和6年（7月末時点））※修正の可能有

No.	発生日	発生地域	所管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
1	3月27日	福岡県 福岡市 城南区	県	漏えい [供給]	事故発生場所の近隣者からガス臭いと警察に通報。通報を受けた警察から消防に連絡があり、出動した消防隊が現地にて緩んでいた容器のバルブを締め直して漏洩は改善。漏えいは、容器と高圧ホースのつなぎ目からであり、事故発生当日13時頃に配送センターが残量確認を行った際は漏えい等の問題がなかった。 【原因：いたずらの可能性】※最終的にいたずらと判断されれば取り下げ
2	3月29日	長崎県 佐世保市	国	漏えい [供給]	水道工事事業者より「集合住宅での水道工事中にガス管を傷つけガス漏えいが発生した」との連絡が販売店にあった。販売店は水道工事事業者に対しガスボンベのバルブ閉止を指示した後、販売店担当者が現場でガスの閉止及び埋設供給管の穴を確認した。 【原因：他工事】
3	4月2日	熊本県 宇城市	国	漏えい [供給]	7戸からなる集合住宅のうち1戸を解体業者が解体中、埋設管に気づかず配管を損傷した。 【原因：他工事】
4	4月15日	鹿児島県 鹿児島市	国	漏えい [供給]	共同住宅の外構工事の一環で工事業者がコンクリート切断作業を行っていたところ、誤って埋設管も一緒に切断しガスが漏えいした。 【原因：他工事】
5	5月15日	福岡県 大川市	県	漏えい [消費]	3月ごろ、消費者宅のメーターにてBR表示を確認。その際は1ヶ月程度様子を見ることとした。その後5月14日に自記圧力計で検査を行い、漏えいが判明。目視可能な範囲は検知器で検査を行ったが漏えいが確認できなかつたため、埋設部と断定。当日中に仮設にて供給を行い、翌15日に埋設部の配管の漏えい箇所の特定作業及び露出配管への切替工事を実施した。 【原因：埋設管の経年劣化】

(1) 九州におけるLPGガス事故について（令和6年（7月末時点））※修正の可能有

No.	発生日	発生地域	所管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
6	5月15日	大分県 大分市	県	CO中毒・酸欠 [消費] 軽症1名	現場であるパン屋の従業員が頭痛と耳鳴りを感じた為にオープンを稼働したまま一時的に厨房より退出した。30分後に当該従業員が改めて厨房に入ったところ、入室直後に意識を失った。当該従業員は搬送先の病院でCO中毒と診断を受けた。 【原因：換気不足と推定】
7	5月22日	大分県 大分市	国	漏えい [供給]	集合住宅（3階建アパート）内にて防蟻工事中に、当該工事事業者よりガス臭がするとの通報が販売店にあった。販売店担当者が現場でガスの供給を停止してガス漏えい箇所（埋設管のピンホール損傷）を特定した。 【原因：他工事】
8	5月29日	熊本県 熊本市 東区	県	CO中毒・酸欠 [消費] 軽症2名	保育園から給食室において異臭がすると販売事業者に連絡があったため、販売事業者が調査を行ったところ、消費機器（スチームコンベクションオーブン）の排気側からCO漏えいが確認された。 このことにより、給食室内で作業中の者が体調不良を訴え、病院で診察を受けた。 【原因：消費機器の給気フィルターの目詰まりと推定】
9	6月4日	長崎県 長崎市	国	漏えい [供給]	パチンコ店敷地内にて排水管工事中に、当該工事事業者よりガス管を損傷したとの通報が販売店にあった。販売店は当該工事事業者に対しボンベ閉止を指示した。 【原因：他工事】
10	6月11日	大分県 中津市	県	漏えい火災 [消費]	老人福祉施設屋外に設置されたガス給湯器内部（ガスラインの電磁弁）から出火した。電磁弁は6月4日にメーカーが指定した業者により新品に交換されていた。 【原因：電磁弁交換時のOリング取付不良と推定】

(1) 九州におけるLPGガス事故について（令和6年（7月末時点））※修正の可能有

No.	発生日	発生地域	所管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
11	6月18日	福岡県 福岡市 東区	県	漏えい火災 [消費] 軽傷1名	共同住宅1階テナント部分の給水管工事を実施していた際、誤って消費設備配管を破損させ、LPGガスが漏えいしたが、気づかず工事を継続したため、LPGガスに着火し、工事施工業者1名がやけどを負った。 【原因：他工事】
12	6月19日	長崎県 平戸市	県	漏えい火災 [消費]	公民館で、常駐している者（職員かどうかは不明）が小型湯沸器のスイッチを押したところ、湯沸器から火が出たため、消火し消防へ通報した。 機器設置時の低圧ホースの接続が緩かったために微振動等でさらに緩んだものと推定。 【原因：ホースの接続不良】
13	7月22日	福岡県 福岡市 博多区	県	CO中毒・酸欠 [消費] 軽傷3名	飲食店から消防に対し、厨房で体調不良者が発生したとの通報があったため、消防が現場に急行し、3名の体調不良者を病院に搬送した。 ガス機器使用時には開放していた窓を閉めていたとのこと。 【原因：換気不足と推定】

(1) 九州におけるLPGガス事故について（令和6年（7月末時点））※修正の可能有

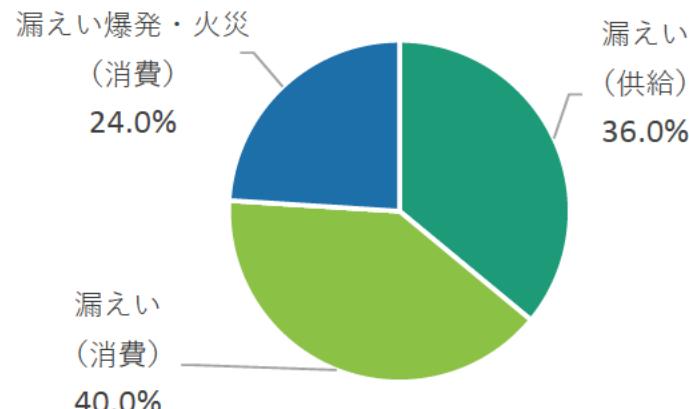
現象別の発生状況

※数値は暫定値

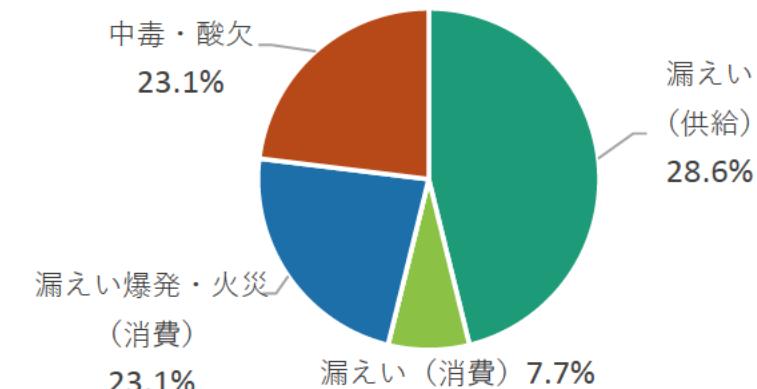
	漏えい		漏えい爆発・火災		中毒・酸欠		合計			
R6(～7月)	7	53.8%	3	23.1%	3	23.1%	13			
R5	19	76.0%	6	24.0%	0	0.0%	25			
R4	17	81.0%	4	19.0%	0	0.0%	21			
R3	22	95.7%	1	4.3%	0	0.0%	23			
R2	20	83.3%	4	16.7%	0	0.0%	24			
	供給段階	消費段階	供給段階	消費段階	消費段階	消費段階				
R6(～7月)	6	46.1%	1	7.7%	0	0.0%	3	23.1%	3	23.1%
R5	9	36.0%	10	40.0%	0	0.0%	6	24.0%	0	0.0%
R4	10	47.6%	7	33.3%	2	9.5%	2	9.5%	0	0.0%
R3	14	60.9%	8	34.8%	0	0.0%	1	4.3%	0	0.0%
R2	17	70.8%	3	12.5%	0	0.0%	4	16.7%	0	0.0%

- 事故件数は、7月末まで13件、令和5年の同時期14件とほぼ同じペース
- 現時点では人災の発生は軽傷1名、CO中毒（疑い含む）軽症6名（昨年は重傷1名、軽傷3名、CO中毒なし）

令和5年



令和6年（7月末まで）



(2) 一酸化炭素中毒事故について

- 全国の状況（液石法対象事故に限る）
平成30年を最後に発生していなかった。
令和5年に4件発生。
令和6年7月までに4件発生（うち3件は九州で発生）
- 九州の状況
平成30年7月の事故を最後に発生していなかった
今年5月から立て続けに4件発生（うち1件は液石法対象外）
すべて業務用ガス機器の使用中に発生。
- なぜ数年間発生しなかったのか？
新型コロナの影響？
(感染防止のために十分な換気が取れていたことが一因と思われる)
- なぜまたCO中毒事故が発生するようになったのか？
新型コロナの影響？
(5類に移行したことにより、感染防止対策としての換気の意識・頻度が低下か？)

→**換気の重要性や警報器の設置を消費者に周知することが重要**

他に重要なことは？ 次ページの九州内での事例から考えてみましょう。

(2) 一酸化炭素中毒事故について（令和5年（7月末時点））

※修正の可能有
※LPガス事故より抽出

No.	発生日	発生地域	施設	被害	事故の概要
1	5月15日	大分県 大分市	パン屋	軽症 1名	<p>パン屋厨房にて従業員が頭痛を耳鳴りを感じたため、一時的に厨房から退出（この際、原因となったオーブンは稼働させたまま）。30分後に厨房に再入室したところ、意識を失い病院に搬送された。</p> <p>原因：換気扇の未稼働の可能性大 CO警報器：未設置 備考：販売事業者は事故翌日に当該事故を覚知、自治体への報告は覚知から5日後</p>
2	5月29日	熊本県 熊本市 東区	保育園	軽症 2名	<p>給食室において異臭がするとの連絡が販売事業者にあり、確認したところ、スチームコンベクションオーブンの排気側からCO測定器の測定限界(0.499vol%)以上のCOが発生していた。給食室内で作業中の職員 2名が体調不良を訴え、病院で受診した。</p> <p>原因：オーブンのメンテナンス不足（吸気フィルターの目詰まり） CO警報器：設置していたが発報せず</p>
3	6月26日	佐賀県 佐賀市	製麺工場	軽症 3名	<p>3名の作業員がスチームコンベクションオーブンを使用して製麺作業を行っていたところ、1名が頭痛を訴え、他 2 人も倒れ、救急搬送された。</p> <p>原因：換気扇の未稼働の可能性大 CO警報器：未設置 ※液石法で規定する事故の対象外（高圧法の事故の対象）</p>
4	7月22日	福岡県 福岡市 博多区	うどん店	軽症 3名	<p>厨房にて作業中の従業員 3名が体調不良を訴え、救急搬送された。 この際に使用していたガス機器は大型釜ゆで器、2口コンロ（家庭用）、麺茹で機。 ガス機器からCOは検知しなかったが、搬送された者はCO中毒と診断された。</p> <p>原因：窓や扉を閉め切っていたことによる給気不足 CO警報器：未設置</p>

(2) 一酸化炭素中毒事故について

監督部からの注意喚起 … ホームページに掲載、X (@hoan_kyushu) に投稿

業務用 LP ガス消費機器を
ご使用のみなさまへ

令和 6 年 6 月 7 日

- ガス機器の異常を感じたらすぐ連絡！
ガス機器の炎が安定しない・炎の色が赤い・においがするなどの異常を感じたときは、すみやかにガスの使用をやめて LP ガス販売事業者に連絡してください。ガス機器は日頃からお手入れをしましょう。

経済産業省九州産業保安監督部 保安課

業務用厨房施設等における一酸化炭素（CO）中毒事故の防止について (注意喚起)

九州産業保安監督部管内において、令和 6 年 5 月、液化石油ガス（以下「LP ガス」という。）にかかる 2 件の一酸化炭素（以下「CO」という。）中毒事故が発生しました。

2 件とも厨房施設で発生し、1 件は換気不足、1 件は給気フィルターの目詰まりが原因と考えられています。いずれも消費設備が不完全燃焼を起こし、CO が発生したと推定されます。

当部管内での LP ガスにかかる CO 中毒事故は平成 30 年 7 月を最後に 5 年 9 か月の間発生していませんでしたが、この 1 ヶ月の間に 2 件発生していますので、類似事故を防止するため、業務用 LP ガス消費機器をご使用のみなさまにおかれましては、下記事項にご注意のうえ、LP ガスの消費設備（以下「ガス機器」という。）を使用していただきますようお願いします。

記

1. 換気忘れにご注意を！

給気口が荷物などで塞がっていないか、確認してください。

給気不足だと不完全燃焼を起こし、CO 中毒の原因となります。

特に業務用の厨房はガスの使用量が多く、長時間使用するため、十分な換気が必要です。

2. 換気の確認とレンジフードのお手入れ！

ガス機器を使うときや使用中は、換気扇や排気ファンが稼働していることを必ず確認してください。

換気設備・排気設備・ガス機器の給気口などに油汚れやホコリが詰まっていますか？

給気不足により不完全燃焼が起こり、CO が発生する場合があります。

3. 万一に備え「業務用換気警報器」の設置

CO は極めて毒性が強く無色無臭です。

気づかぬうちに CO 中毒になると身体が動かなくなり死に至ることもあります。
業務用換気警報器は CO を感知して、ランプと音でお知らせします。

(参考：経済産業省ホームページ)

「ガスを安全に使用していただくために」

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/gas_anzen/room/equipment/

「ガスを安全に利用する 4 つのポイント」(パンフレット)

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/kouhou/gas_leaflet_blue.pdf

問い合わせ先

経済産業省 九州産業保安監督部

保安課 液化石油ガス係

092-482-5469

(2) 一酸化炭素中毒事故について

飲食店事業者の不適切な使用等に起因する
事故が毎年発生しています。
お店の方だけでなくお客様にも被害が出るケースがあります

⚠ CO(一酸化炭素)中毒にご注意 ⚠

無色・無臭なので、とても気づきにくい。毒性は強力、少量でも危険です。

1 换気忘れにご注意を!
給気口が荷物などで塞がっていないか、確認してください。給気不足だと不完全燃焼を起こし、CO中毒の原因となります。
特に業務用の厨房はガスの使用量が多く、長時間使用するため、十分な換気が必要です。

2 換気の確認とレンジフードのお手入れ!
ガス機器を使うときや使用中は、換気扇や排気ファンが稼働していることを必ず確認してください。換気設備・排気設備・ガス機器の給気口などに油汚れやホコリが詰まっていますか?? 給気不足により不完全燃焼が起こり、COが発生する場合があります。

3 万一に備え「業務用換気警報器」の設置
COは極めて毒性が強く無色無臭です。気づかぬうちにCO中毒になると身体が動かなくなり死に至ることもあります。
業務用換気警報器はCOを感知して、ランプと音でお知らせします。

4 ガス機器の異常を感じたらすぐ連絡!
ガス機器の炎が安定しない・炎の色が赤い・においがするなどの異常を感じたときは、すぐにガスの使用をやめて「緊急時連絡先」にすぐ連絡してください。ガス機器は日頃からお手入れをしましょう。

ガスを安全に使用する
4つのポイント

ガス安全広報キャラクター
我須野さん

● 給気口の確認
● 換気扇の確認
● ホコリの確認
● 警報器の確認

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

裏面のチェックシートで確認 >

セルフチェックシート

CHECK

● ガスを使用する前に確認!

- 換気扇の作動を確認しましたか?
- 廉房への給気口を荷物等で塞いでいないか確認しましたか?
- ガス機器への給気も必要!
油汚れやホコリ等の詰まりがないか確認しましたか?
- 排気設備が正常に作動しているか確認しましたか?
- 警報器は正常に作動していますか?

● ガスを使用中も注意が必要!

- 換気(給気と排気)の確保ができますか?
- 炎が立ち消えしていませんか?
- 青い炎の色で燃えていますか?
(黄色または赤色の炎は不完全燃焼を起こしている可能性があり、CO中毒事故につながる可能性があります)
- フライヤーや麺ゆで器等をお使いの際に空焚きをしていませんか?

こんな時どうする?

①ガス臭い時	②気分が悪い時	③地震が起きた時
・火気厳禁 換気設備、電灯等には触れないでください ・ガス栓を閉める	・CO(一酸化炭素)中毒の恐れ ・ガス機器の使用を中止 ・十分な換気	・ガス栓を閉める ・ガス臭い!窓を全開に!

異常を感じたら
コチラへ連絡を

■ 販売店
電話番号等をご記入ください

■ 緊急時連絡先

スマホで
チェック!

※「緊急時連絡先」はあらかじめLPガス販売店にご確認ください。



(3) 九州における容器の盗難・喪失について（令和6年（7月末時点））

※修正の可能有
※自然災害による喪失除く

No.	覚知日	発生地域	盗難・喪失	災害・事故の概要
1	2月14日	宮崎県都城市	盗難	検針のため消費者宅を訪問したところ、既に更地になっていた。前回検針（令和5年12月11日）時はLPガス容器があることが確認されていた。現地聞き取りの結果、当該住宅は競売にかけられしており、落札事業者により12月末に解体されたことが分かった。また、解体業者からは解体時点でLPガス容器はなかったと証言があった。
2	2月22日	佐賀県伊万里市	盗難	ゴルフ練習場移転に伴い容器の撤去依頼があったため、販売店社員が現地に向かったところ、20kg容器2本のうち1本がなくなっていた。
3	3月11日	鹿児島県曾於市	盗難	建設会社社員から販売事業者に対し、会社倉庫（無施錠）のLPガス容器がなくなっている旨の連絡があった。販売事業者が行った建設会社への聞き取りによると、社員が3月11日17時には容器があったこと、及び3月12日8時には容器がなかったことを確認しており、その間に盗難があったと推定される。
4	3月30日	鹿児島県志布志市	盗難	自治振興会組合長から販売事業者あてに、公民館のボンベの引き上げについて確認の電話があったため、事業者社員が現場を確認したところ、盗難が判明。3/12までガス使用を確認しているが、3/20夕方にはボンベがなかったとのこと。
5	4月8日	熊本県山鹿市	盗難	当該事業者の臨時職員（既に懲戒解雇）が、平成28年12月頃から当事業所の充填所から質量販売用の容器を持ち出し、自宅の消費設備にメーターを介さず接続及び使用することによりガスを窃取していた。

(3) 九州における容器の盗難・喪失について（令和6年（7月末時点））

※修正の可能有
※自然災害による喪失除く

No.	覚知日	発生地域	盗難・喪失	災害・事故の概要
6	6月5日	鹿児島県 霧島市	盗難	販売事業者の社員が休止物件及び空家物件等の設備状況・利用状況を確認・調査中に、当該物件にポンベが置かれていない事（リストとの相違）を確認した。配達会社にポンベの引揚げ等の履歴について確認したが引揚げ等の履歴がなかったため盗難と判断した。
7	7月16日	佐賀県 唐津市	盗難	販売事業者が容器の所在確認のため消費者（農機具小屋）を訪ねたところ、20kg容器2本がなくなっていた。消費者が11月下旬に亡くなっている、親族は解約していたものと誤認識していたため発覚が遅れた模様。最終検針日は前年11月4日、当該農機具小屋の使用者が使用を開始した今年4月には容器はなかったとのこと、この間に盗難に遭ったものと思われる。

- 発生件数は昨年同時期と同数（年間では12件）
一昨年は同時期に12件発生（年間では18件）
- 相変わらず人が常駐していない場所からの盗難が多い
- 盗難の目的は？
中の残ガス？ 容器（金属）？

(4) L P ガス事故の報告について

高圧ガス保安法第63条（事故届）

第一種製造者、第二種製造者、販売業者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は警察官に届け出なければならない。

- ・その所有し、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。
- ・その所有し、又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。

（同法第79条の3において、指定都市においては指定都市の長に届け出る旨規定。）

液化石油ガス保安規則第九十六条（事故届）

法第六十三条第一項の規定により、都道府県知事又は指定都市の長に事故を届け出ようとする者は、様式第五十七の事故届書（特定消費設備に係る事故の場合にあつては様式第五十七の二の事故届書）を事故の発生した場所を管轄する都道府県知事（当該場所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該発生した事故に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該場所を管轄する指定都市の長）に提出しなければならない。

液化石油ガス保安規則第九十三条の二（報告の徴収）

法第六十一条第一項の規定により、液化石油ガス第六条の液化石油ガス販売事業者は、同法第二条第五項に規定する消費設備（ガスマーテーと末端ガス栓の間の配管その他の設備を除く。以下「特定消費設備」という。）について次に掲げるいずれかの事故が発生したときは、直ちに事故の発生日時及び場所、概要、原因並びに当該事故に係る特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月その他参考となる事項について、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により事故の発生した場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。

- 一 特定消費設備の使用に伴い人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故
- 二 特定消費設備から漏えいしたガスに引火することにより発生した負傷又は物損事故

L P ガス事故に関する国への連絡先

■ 平日「執務時間内」（8：30～18：00頃）

九州産業保安監督部 保安課（直通） T E L : 092-482-5469
F A X : 092-482-5932

(4) LPGガス事故の報告について

(別表2)

「特定消費設備」とは…

「液化石油ガス保安規則第93条の2、第96条（特定消費設備に係る事故に限る。）並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第131条第2項の運用について」（20230324保局第1号）

記の1

(2) 液石則第93条の2及び第96条に規定する事故報告及び事故届に係る特定消費設備の機種について

事故報告及び事故届に係る特定消費設備の機種については、別表2の中から選択すること。

特定消費設備の名称及び機種		
名 称	機 種	
燃焼器具	瞬間湯沸器	その他湯沸器
	ガスストーブ	風呂釜
	家庭用こんろ	家庭用オーブン
	家庭用炊飯器	その他家庭用
	業務用こんろ	業務用オーブン
	業務用レンジ	業務用フライヤー
	業務用炊飯器	業務用グリドル
	業務用酒かん器	業務用おでん鍋
	業務用蒸し器	業務用焼き物器
	業務用食器消毒保管庫	業務用煮沸消毒器
	業務用湯せん器	業務用めんゆで器
	業務用煮炊釜	業務用中華レンジ
	業務用食器洗浄機	業務用その他
	硬質管	金属管
低圧ホース	液化石油ガス用継手金具付低圧ホース	低圧ホース（その他）
	ゴム管等	ゴム管（両端迅速継手あり）
末端ガス栓	塩化ビニルホース（両端迅速継手あり）	塩化ビニルホース（両端ゴム継手付）
	ガス栓（ホースエンド）	ガス栓（迅速継手）
	ガス栓（フレキガス栓）	ガス栓（その他）
	その他	

「瞬間湯沸器」、「その他湯沸器」、「ガスストーブ」又は「風呂釜」の場合は、給排気方式として、「開放式」、「自然排気式」、「強制排気式」、「バランス外壁式」、「バランスチャンバ式」、「バランスダクト式」、「強制給排気式」又は「屋外式」の別を記入すること。

「その他家庭用」、「業務用その他」、「ガス栓（その他）」又は「その他」の場合は、具体的に名称を記入すること。

ガス栓には、過流出安全機構及び検査孔の有無を併記すること。その他、過流出安全機構を内蔵していないガス栓の場合、接続具として安全アダプター（外挿式に限る。）の有無を併記すること。

(5) 液化石油ガス法に係る事故の定義等（液化石油ガス事故対応要領）

(1) L P ガス事故

液化石油ガス法に係る事故とは、液化石油ガス法が適用となる貯蔵施設、充てん設備（供給設備に接続しているもの又は充てん設備の使用の本拠の所在地にあるものに限る。）、一般消費者等に係る供給及び消費段階に発生したものであって、次の各号の一に該当するもの（以下「L P ガス事故」という。）をいう。

① 漏えい

液化石油ガス（以下「L P ガス」という。）が漏えいしたもの。（火災に至らず、かつ、中毒・酸欠等による人的被害のなかったものに限る。）ただし、接合部等からの微量の漏えい（ネジ又はゴム管接合部等に石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）は除く。

② 漏えい爆発

L P ガスが漏えいしたことにより、爆発が発生し、又は爆発による火災に至ったもの。

イ. 漏えい爆発（漏えいしたガスによる爆発のみの場合）

ロ. 漏えい爆発・火災（漏えいしたガスによる爆発後火災の場合）

③ 漏えい火災

L P ガスが漏えいしたことにより火災（消防が火災と認定したものに限らない。）に至ったもの。（上記②を除く。）

④ 中毒・酸欠

L P ガス消費設備の不完全燃焼又はL P ガス若しくは排気筒等からの排気ガスの漏えいにより、一酸化炭素中毒又は酸素欠乏の人的被害のあったもの。

(5) 液化石油ガス法に係る事故の定義等（液化石油ガス事故対応要領）

(2) 充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難

次の各号の一に掲げるものに限る。

- ① 供給設備のうち、消費設備に接続しているもの。
- ② 消費設備（移動中のものを除く。）
- ③ 貯蔵施設に貯蔵してあるもの。

(3) その他の事故

次の各号の一に掲げるものは、L P ガス事故には該当しない。（※（2）は除く）

- ① 自殺、故意、いたずら等が原因による事故。
- ② 自然災害による事故。（事故原因が地震時の転倒防止措置の不備、落雪等の防止対策（雪囲い、保護板の設置等）の不備等、保安対策が不十分であると認められる場合を除く。）
例）地震による家屋の倒壊に伴う設備の破損等の事故。
例）洪水・土砂崩れ等による設備の破損等の事故。
- ③ カセットコンロ及びカセットコンロ用容器等に係る事故。
- ④ L P ガスの漏えいがない状態で、L P ガス燃焼器具（これらに付帯するものを含む。）が過熱し、又は故障したもの及び燃焼器具の炎が周囲の物に燃え移ったことによる火災等。
- ⑤ その他上記（1）に掲げるL P ガス事故に該当しない事故。
例）自動車の飛び込みによる事故。

2. 法令遵守状況について

(1) 立入検査について

立入検査までの流れ

規範

1. 立入検査実施要領（内規）に基づき実施。
2. 当該年度の立入検査計画の策定（年度初に策定）。
※立入検査先の選定方針は、
 - ①これまでに行政処分等を受けた事業者
 - ②これまで立入検査が未実施の事業者、前回実施から相当期間を経過している事業者
 - ③事故等新たに問題が発生した事業者等について重点的に実施。



検査前・検査時

3. 事業者へ立入検査実施の旨の通報。
※3日前までに連絡が基本。事前連絡なしの場合もあります。
4. 帳簿・契約書等の確認。場合によっては消費者先での現場確認。



検査後

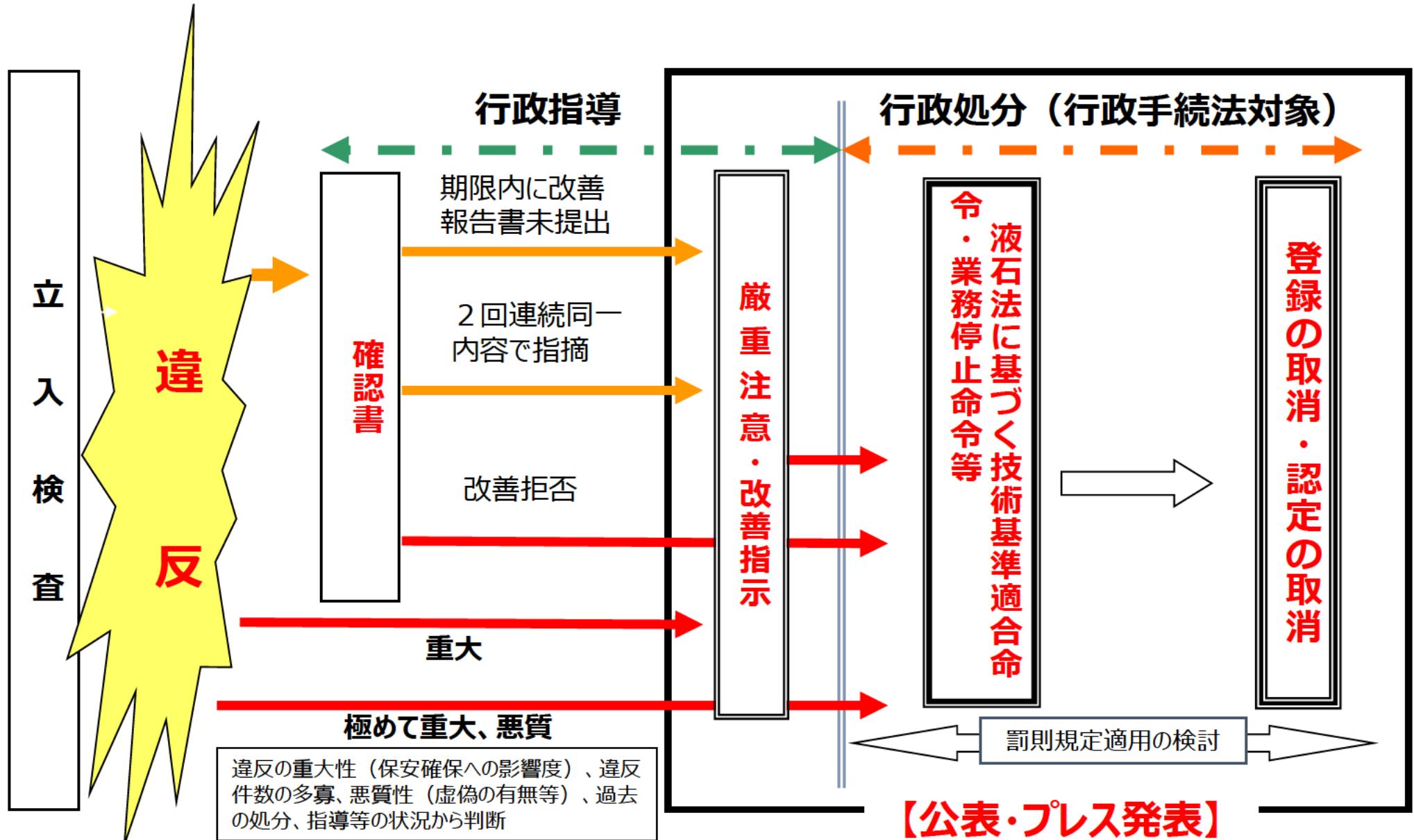
5. 法令違反が認められた場合、その違反実態に応じて厳格に対応。
6. 違反等の内容をHPに公表。必要に応じプレスに公表。

最近における九州産業保安監督部の立入検査状況

・令和元年度	11件	(確認書交付 9件)
・令和2年度	4件	(確認書交付 0件)
・令和3年度	10件	(確認書交付 3件)
・令和4年度	14件	(確認書交付 7件)
・ 令和5年度	16件	(確認書交付 5件)

立入検査に係る処分等の流れの例示

(本例示はあくまで目安であり、実際の処分等は規定等に基づき違反実態に応じて決定)



立入検査の重点事項（令和6年度）

- 立入検査においては、昨年度、実施した立入検査での指導内容の実績及びLPGガス事故の特徴を踏まえ、次に掲げる事項を重点的に確認する。

<保安業務に関する事項>

- ① 保安業務に係る委託業務の内容
- ② 保安業務の実施状況（業務主任者の職務の実施状況を含む）
- ③ 緊急時対応の体制
- ④ 他工事対策等の周知状況
- ⑤ 燃焼器等の消費設備調査の実施状況

<販売事業に関する事項>

- ⑥ 保安機関の連絡先の通知状況に関する確認
- ⑦ LPGガス販売事業者等が備える帳簿への記載状況
- ⑧ 貯蔵施設、供給設備等に係る基準適合義務等の遵守状況
- ⑨ 容器等の流出防止措置の対応状況
- ⑩ 販売の方法の基準の適合状況

(2) 立入検査後の厳重注意事例

事例 1 令和 4 年度に行った厳重注意事例

○消費者等に対して実施すべき保安業務が長期間にわたり多数実施されていない。

法第 27 条 → 令和 5 年 3 月 28 日付で 厳重注意

[概要]

- 定期供給設備点検及び定期消費設備調査の未実施(約 20 % の消費者に対し未実施)
→中には 10 年を超える未実施も
→前回検査時にも同様の指摘

[原因]

- 会社、社員両方の保安業務に対する意識の欠如

[事業者の対応]

- 点検、検査の未実施の解消（令和 5 年 6 月末までに解消済）
- 保安業務体制の再構築
- 定期点検及び定期調査の確実な実施
- 保安教育の徹底
→これらが確実に実施されているか確認するため適時に立入検査を実施（令和 6 年 2 月）

(2) 立入検査後の厳重注意事例

事例2 令和5年度に行った厳重注意事例

- ① 販売事業者証が掲示されていない 法第7条第1項、規則第8条
 - ② 業務主任者の勤務実態が確認できない 法第19条第1項、規則22条各項
 - ③ 保安業務有資格者の勤務実態が確認できない 法第31条第1項、規則第31条第1項
- 令和6年3月18日付けで厳重注意

[概要]

- ① 事業所Aに対する1度目の立入検査時には掲示されていたが、数日後にA事業所を含めた複数の事業所に立入検査を実施した際には、事業者証が外されていた
- ② ①の確認のために再度の立入検査を実施した際に、検査を実施した事業所すべて誰もいなかった。もちろん業務主任者も不在であった。
数時間経過し業務主任者到着後に書類等を確認したところ、通常の勤務実態が確認できなかった。
- ③ ②と同様、保安業務有資格者の通常の勤務実態が確認できなかった。

(つづく)

(2) 立入検査後の厳重注意事例

事例2 令和5年度に行った厳重注意事例

(前ページからのつづき)

[原因]

- ・会社、社員両方の法令遵守及び保安業務に対する意識の欠如
 - ①については「過去にいたずらに遭ったため外していた」
 - ②と③については「コロナ禍でのテレワークによる常駐意識の欠如」
 - ①～③すべてにおいて「本社の関与不足」
- 消費者の安全を考えていないと判断し、厳重注意に至る

[事業者の対応]

- ・保安業務体制の再構築
 - 一環として、本社所在県以外の県の事業所を廃止（監督部所管から県所管へ）
- ・保安教育の徹底
 - これらが確実に実施されているか確認するため、県が実施する立入検査に助言を行い、また結果を聞き取る予定（検査実施時期未定）

(3) 令和5～6年度の立入検査における確認事項（確認書を交付し、改善報告を指示）

令和5～6年度 九州産業保安監督部の立入検査の主な確認事項 (確認書を交付し、改善報告を指示)

- 書類（保安機関変更届）が適時に提出されていない ※事業所名変更によるもの
法第35条の4で準用する法第10条、規則第41条第1項
- 事業所名の変更にかかる委受託契約の変更がされていない
法第28条
→その事業所は法的に事業所として有効なのか？ 契約は有効なのか？
- 販売事業者証のサイズが違う
法第7条第1項、規則第8条
→過去何度も言っています。内側の黒枠（表示部）がタテ30cmヨコ40cmです。
- 緊急時連絡の電話番号が機能していない。
法第27条第1項第4号、規則第29条
→「緊急時」です。消費者にとっては最後の砦です。機能しなければきっと怒りと絶望感を消費者に与えることでしょう。事故であれば為すすべがありません。
- 帳簿（電磁的記録）の管理が不十分
- 帳簿の記入漏れが多数ある
- 緊急時連絡に係る帳簿が整理されていない
法第81条第1項、規則第131条第1項及び第2項
→何のための記録なのか？ 消費者に万が一の事故があった際に即座に対応できるのか？

(4) 令和5～6年度の立入検査における気づき事項（口頭指示、気になったことなど）

令和6年度の立入検査の主な気づき事項

- 販売事業者が保安業務の委託を打ち切っているにもかかわらず、委受託契約が切れていない。
(口頭で確認はしているとのこと。また、これに関する販売所等変更届は出されていない)

(検査官の視点) 14条書面の保安業務を実施する保安機関の記載誤りから発覚。

委受託契約の管理ができておらず、結果として消費者に誤った情報を与えており、万が一の事故の際には責任が問われる。

- 貯蔵施設の表示が一方にしかなく、公衆の目に触れる他の面に表示がない。

(検査官の視点) 何のための表示なのか理解していないのではないか？

- 緊急工具類がすぐに使える状態にない（特に懐中電灯）。

(検査官の視点) 緊急の際に使えないでは意味がないのではないか？

- 保安教育を実施した結果が出席者の押印のみ。

(検査官の視点) 計画・立案、実施の後、出席者はきちんと理解したのか？

単に聞き流すだけになっていないか？ 実施する側も形式だけになっていないか？

[優良事例]

- 保安教育の一環として実施している自社の訓練に、地域住民の参加を呼びかけている。

(検査官の視点) 地域住民に安心感を与える非常によい取り組み。

令和5年度の立入検査の主な気づき事項

- 緊急時対応に使用する車両の内部が整理整頓されていない
→ 保安業務用機器が載るスペースがない
緊急時対応に使用しないであろう大きな事務機器等が載ったまま 等
（検査官の視点）緊急時に本当に対応できる能力が無いのではないか？
- 外国語版の周知文書の連絡先が日本語（印刷もしくはスタンプ）
（検査官の視点）外国人の消費者が理解できず、保安上重要な連絡がなされないまま放置されている可能性があるのではないか？
- 保安業務規程において、消費設備調査の結果「否」の通知を行った際の再調査の期間が「通知の日から一月を経過した日以後五月以内」となっていない。
（検査官の視点）保安業務規程が法令と不整合であるので、法的要件を理解していないのではないか？
- 受託した点検・調査結果を販売店に帳票等で報告しているが、報告日や受理日がない。
（検査官の視点）確実に届いたかどうか、規程や契約書どおりの期限で報告されていないのではないか？

3. その他参考事項

- 充てん容器の流出防止措置（自然災害防止対策）の強化

- ・液石法施行規則の一部の改正
- ・液石法施行規則の機能性基準の運用についての一部の改正
(例示基準の改正)

→今年6月1日までの猶予期間が終了

- 販売事業者証のホームページ上での表示

- ・「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の改正

→今年4月1日からは販売事業者のホームページに販売事業者証を表示

- 行政庁の緊急時対応に係る運用

- ・「保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について」の一部改正

→緊急時対応のいわゆる「30分ルール」の地域の事情に応じた実例を追記

● 充てん容器の流出防止措置（自然災害防止対策）の強化

何を：1m以上浸水すると予想されている一般消費者等の充てん等容器について

※浸水区域が0.5m～3mの区域で示されていたとしても、1m未満であるか不明な場合は対策が必要となる。

いつまでに：令和3年12月1日から **※新規一般消費者宅はすでに対策が必要**

ただし、令和3年12月1日時点で設置済みの施設は令和6年6月1日まで猶予

注) 1m以上浸水する箇所の新たな供給設備は令和3年12月1日以降は流出防止対策が必要

注) 1m以上浸水する箇所の既存設備も、令和6年6月1日を過ぎると流出防止対策が必要。

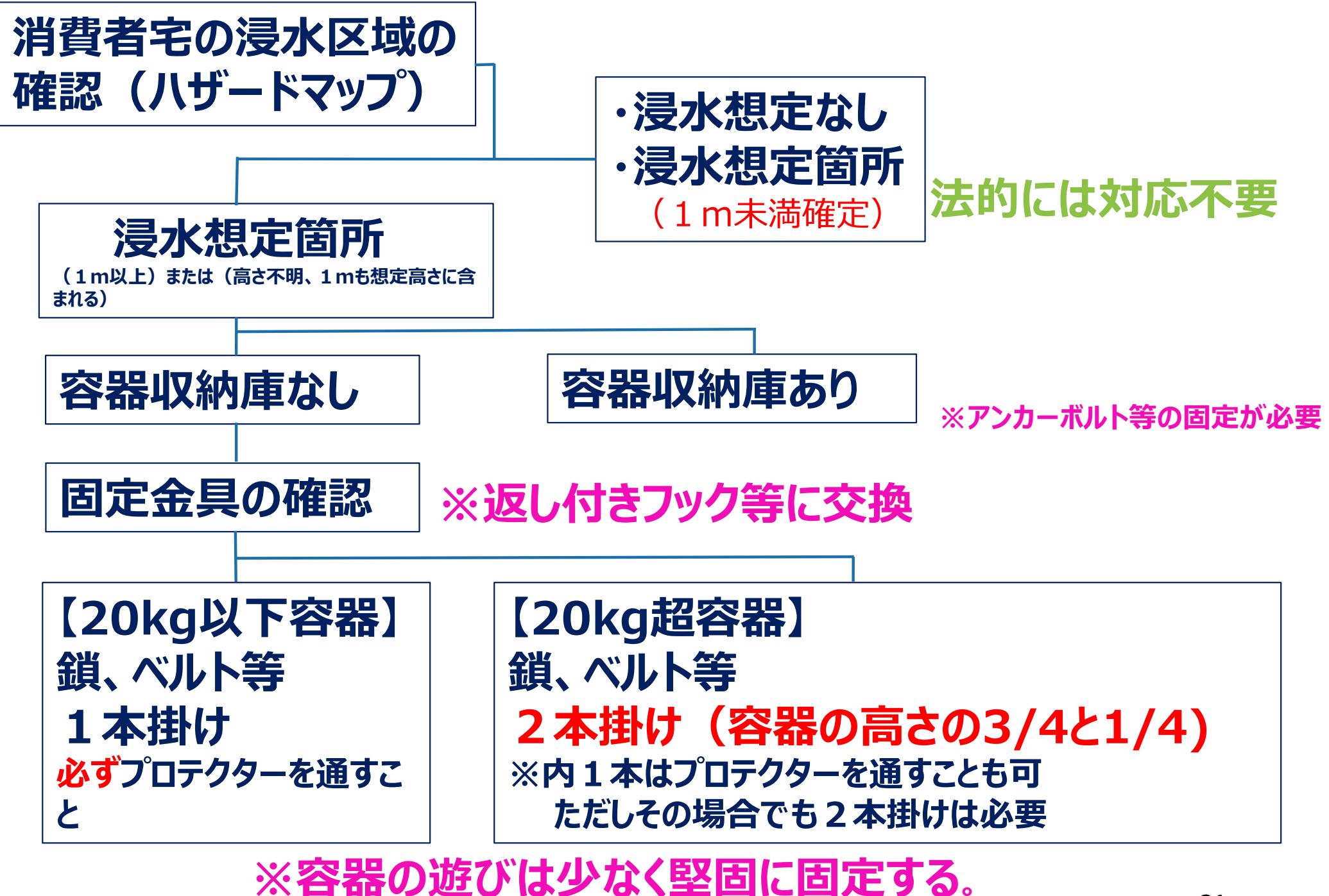
※ **猶予期間は終わりました。**

どうする：販売事業者は流出防止対策を講ずる必要がある。

どうなる：保安機関は容器交換時などの点検時、転倒防止措置の確認が必要となる。

※ **流出防止対策が必要な場所か把握できているか？**

※ **販売店と保安機関との情報共有が必要！！**



●販売事業者証のホームページ上での表示

- 「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の改正

→**液石法第7条（標識の掲示）が対象** **施行期日：令和6年4月1日**

- ※例外：
①常時雇用する従業員の数が五人以下である場合
②自ら管理するウェブサイトを有していない場合

書面掲示規制の見直しに係る改正

特定の場所において書面で掲示されていたものについて、**インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも、必要な情報を確認できるように**することで、利便性の向上を図る。

標識、利用料金等の掲示

【現行】

事業所等での書面の掲示



【改正後】

インターネットによる閲覧を可能に



利用者保護や利便性、デジタルデバイドへの配慮の観点から、書面による掲示も維持



※ 対応困難な一部の零細事業者等については、適用除外を措置
(工程表において、将来に向けてデジタル化の取組を促していくことを明記)

※デジタル庁ホームページより引用

● 行政庁の緊急時対応に係る運用

- ・「保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について」
(20210204保局第1号) の一部改正 (令和6年5月24日公布・施行)

緊急時対応の要件：

「原則として三十分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保」
(いわゆる「30分ルール」)

離島や山間部では、販売事業者・保安機関の廃業により30分ルールで対応できなくなるおそれ
→30分ルールの「原則」に係る裁量の余地として、特例を設けることで対応

今回的一部改正により、地域の事情を踏まえて認められた実例を追記

- ・液化石油ガス販売事業者の販売所がない離島における一般消費者等を対象に、供給先の全戸に
対して集中監視システムを導入し、常時監視体制を維持することを条件に、当該条件を満たす供給
設備及び消費設備に対して行う緊急時対応については要件を満たすと判断。
- ・公安委員会が発行した「緊急自動車指定届出確認書」の写しを提出した申請者に対して、事業所を
起点にして最長走行距離 40km の区域まで緊急時対応の要件を満たすと判断。
- ・県内外いずれの保安機関も 30 分以内に対応が困難な離島の一般消費者等に対し、マイコン
メーター、ヒューズガス栓及びガス漏れ警報器を設け、定期供給設備点検・定期消費設備調査を
おおむね 2 年に 1 回以上行うことを条件に緊急時対応の要件を満たすと判断。

※一律に認められるものではないことに留意

保安ネット利用のお願い

保安ネットとは？

産業保安分野における一部手続きについて、インターネット上で提出・確認を行うことができる。

電子届出の対象となる手続き（液石法関係）

■業務主任者の選解任（液石法施行規則第22条）
(様式第10)

■簡易申請
PDF化した各種申請書類の送付に利用できます。

保安ネット利用時の利用アカウント

- ◆保安ネットを利用する際は、GビズIDのアカウントが必要です。事前にアカウントを取得してください。
- ◆GビズIDに関する詳細については、GビズIDホームページ（<https://gbiz-id.go.jp/top/>）をご参照ください。

利用アカウント毎の参照権限

- ◆利用するアカウント毎に保安ネットにおける手続きの参照権限が異なります。
- ◆いずれのアカウントでも保安ネットにて手続きの提出が可能です。

アカウント名	参 照 範 囲
gBizプライム	同一法人及び個人事業主のgBizメンバーが提出した届出の内容・結果が参照可能
gBizメンバー	同一グループ内の他メンバーが提出した届出の内容・結果が参照可能
gBizエントリー	自身のアカウントから提出した届出の内容・結果のみ参照可能

ログインについて

- ◆電子届出を行う場合は、「保安ネット」のポータルサイトから「GビズID」を利用してログインを行います。
- ◆利用するブラウザは「Google Chrome」を推奨します。
なお、その他のブラウザも利用可能ですが、画面が正しく出力されない可能性がありますのでご注意願います。

保安ネットの機能について

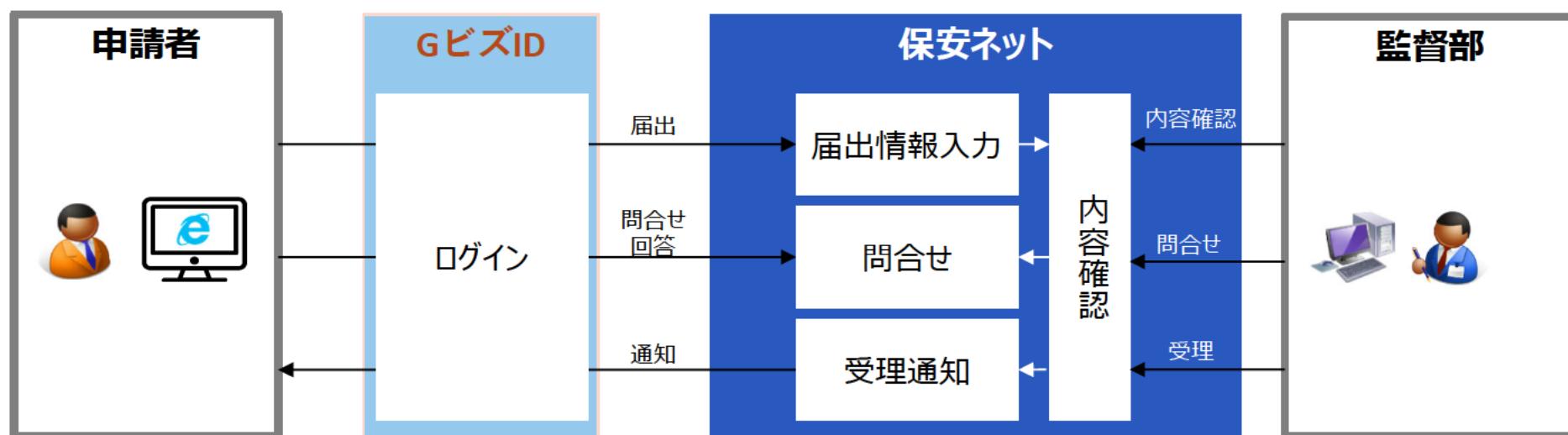
- ◆電子届出の具体的な機能・操作方法については、「保安ネットポータル」(https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/hoan-net/)内の「パンフレット」「保安ネット操作マニュアル」をご参照ください。

保安ネットの概要説明 (1/2)

事業者がインターネットから一部届出について電子届出を行うと共に、所管監督部等がその内容の確認等を行うシステムとして保安ネットを構築しています。

事業者の方が電子届出するにあたっては、予め「GビズID」を取得いただくことが必要です。

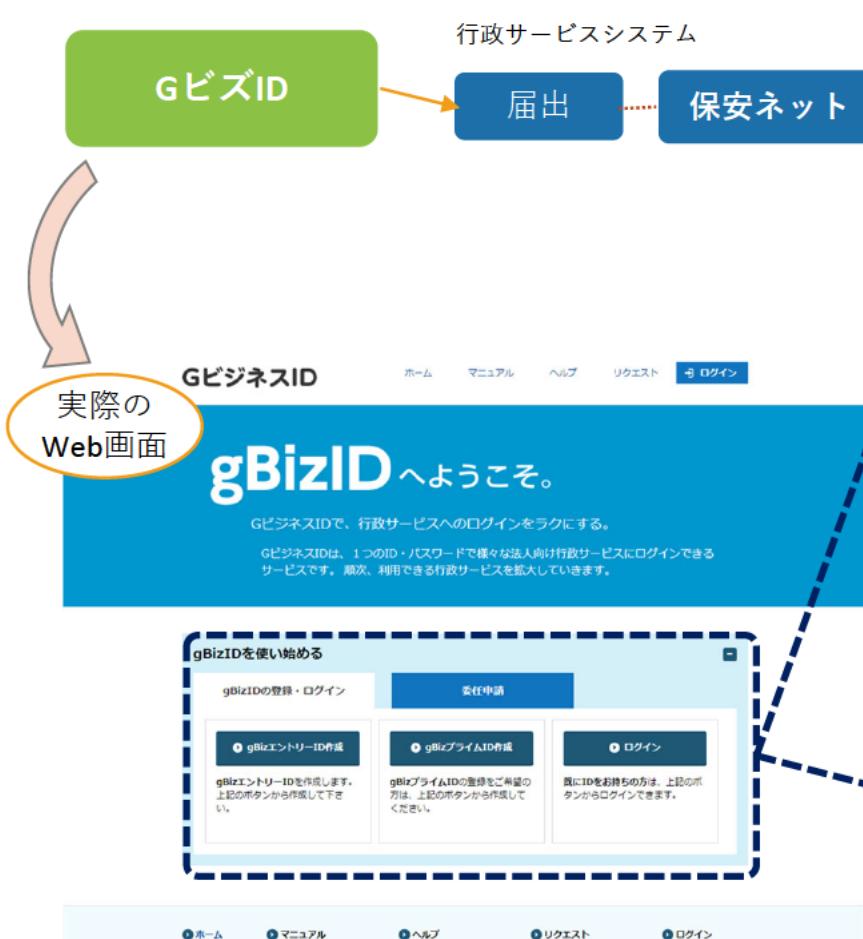
保安ネットのサービスイメージ



保安ネットの概要説明 (2/2)

申請者用アカウントは、「GビズプライムID」「GビズメンバーID」「GビズエントリーID」の3種類あり、ガス事業ではどのIDでも届出の提出が可能です。

アカウント概要



アカウント種別

法人

法人代表者印が押印された紙の申込書と、法務局発行の印鑑登録証明書を照合し、法人代表者の本人性が確認できた場合、発行。
(上記対応によりGビズエントリーIDからの変更も可)

個人

個人事業主の実印が押印された紙の申込書と、自治体発行の印鑑登録証明書を照合し、個人事業主の本人性が確認できた場合、発行。
(上記対応によりGビズエントリーIDからの変更も可)

法人又は個人事業主の従業員用のアカウント。
作成時、gBizプライムIDによる承認・発行が必要となる。
gBizプライムIDの発行時に、本人性を確認している。



法人代表者の厳格な確認
は行わず、オンラインで発行。
(但し、法人番号情報の
入力が必要)

個人事業主の厳格な確認
は行わず、オンラインで発行。

保安ネットに関するお問い合わせ先

◆GビズIDに関するお問い合わせ先

GビズIDヘルプデスク

電 話 06-6225-7877

受付時間 平日 9:00~17:00

◆保安ネットの操作方法、不具合等に関するお問い合わせ先

保安ネットヘルプデスク

電 話 050-2018-8381

受付時間 平日 9:00~18:00